

建設工事における余裕期間制度実施要領

第1条（趣旨）

この要領は、伊万里市が発注する建設工事において、余裕期間を設定した契約方式を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2条（目的）

工事開始前に建設資材、技術者及び労働者の確保などのための余裕期間を設けることにより、受注者の円滑な施工体制の確立を図り、発注及び施工時期の平準化に資することを目的とする。

第3条（用語の定義）

この要領で使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事の始期とは、実工期の開始日をいう。
- (2) 工事の終期とは、契約期間の最終日をいう。
- (3) 余裕期間とは、受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から工事の始期の前日までをいう。
- (4) 実工期とは、実際に工事を施工するための期間をいう。（準備期間と後片付け期間を含む。）
- (5) 全体工期とは、余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。
- (6) 発注者指定方式とは、発注者が余裕期間を設け、工事の始期を指定する方式をいう。
- (7) 任意着手方式とは、発注者が示した工事の始期までの期間内で、受注者が工事の始期を選択する方式をいう。ただし、実工期の日数は変更しないものとし、実工期の終期についても、始期を前倒しする日数分を前倒しするものとする。
- (8) フレックス方式とは、発注者があらかじめ設定した全体工期の内で、受注者が実工期の始期（発注者が示した始期までの期間内）と終期を決定する方式をいう。
- (9) 契約期間とは、余裕期間と実工期を含んだ期間とする。
- (10) 工事の着手とは、工事始期以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

第4条（対象工事）

対象工事は、伊万里市の発注工事とし、以下のいずれにも該当しない工事の中から選定するものとする。

- (1) 余裕工期を設定することで、実工期の適正な工期の設定ができない工事
- (2) 緊急性を要する工事
- (3) その他、余裕期間の設定がなじまないと判断される工事

2 余裕期間制度の方式については、発注者指定方式、任意着手方式、フレックス方式から選択できるものとする。

第5条（工期の設定）

発注機関の長は、前条の基準により選定した工事について、180 日を超えない範囲で余裕期間を設定することができる。

第6条（入札公告及び特記仕様書への記載）

入札公告及び特記仕様書において、余裕期間を設ける工事であることを明記するものとする。

第7条（工事の始期前の取扱い）

受注者は、余裕期間の間は、工事に着手してはならない。

- 2 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

第8条（契約関係の取扱い）

余裕期間制度を実施する場合における、発注者と受注者の契約関係の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、全体工期とする。
- (2) 任意着手方式の始期、フレックス方式の始期及び終期については、契約書を提出する前までに決定することとする。
- (3) 受注者は、工事の着手から5日以内に工事着工届を発注者に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、契約後速やかに工程表を提出するものとする。この場合において、工程表には余裕期間を明示することとする。
- (5) 受注者は、工事の始期後、施工方法が確立した時期に施工計画書を発注者に提出するものとする。
- (6) 受注者は、受注時のコリンズ（CORINS）への登録については、工

事の始期後速やかに登録するものとする。

(7)受注者は、工事の始期以後より前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、当該工事を実施した年度内に前払金を支払わない工事については、この限りでない。

(8)契約保証の期間は、契約締結日から工事の終期までとする。

(9)受注者は、工事の始期後速やかに、建設業退職金共済制度掛金収納書を発注者に提出するものとする。

(10)受注者は、工事の着手までに現場代理人等通知書及び経歴書を発注者に提出するものとする。

第9条（その他）

契約締結の日から工事の始期の前日までの現場管理は、発注者の責任において行なうこととし、受注者に資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行なわせてはならない。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に公告又は通知を行う入札若しくは見積依頼から適用する。